

**令和2年度
事業計画書**

社会福祉法人 善隣会

経 営 理 念

○ 公益性・公共性を重視した事業活動

社会福祉事業の従事者として、社会福祉法人の果たすべき社会的役割を遵守し、地域連携とコンプライアンス（法令の遵守）の徹底により事業の透明性を確保する。

○ 利用者の人権と人間性を尊重した生活支援

人としての尊厳を保ち、健康で自立した生活を支援し、利用者本位の適切で良質な高齢者サービスを提供する。

○ 地域福祉活動の推進

地域における社会福祉活動を支える拠点として、地域住民や関係諸機関との連携を進める。

○ 高齢者福祉の担い手としてふさわしい人材の育成

社会福祉従事者としての自覚と誇りをもち、専門知識と技術の向上に努め、利用者及びその家族とより良い人間関係を築ける人づくりを進める。

令和2年度 法人事業方針

令和の時代を迎え、高齢者福祉施設の運営は大変厳しいものとなっております。

平成27年度の介護報酬の大幅な減額改定に始まり、平成29年度の社会福祉法人制度改革による法的整備の強化を受け、社会福祉法人は大きく経営が圧迫され、特別養護老人ホームの約3割が赤字経営を強いられている状況となっております。令和元年度には、社会福祉法人の経営破綻は5件に及んでおります。

厚生労働省では、ガバナンス強化を図るなど経営基盤の安定につながる制度改革を行う中で、昨年度新たに、各法人が自主的な判断で協働・合併・事業譲渡に取り組めるよう「連携法人」の創設が提示されたところであります。

連携が進むことで規模を拡大し、スケールメリットを生かせば、人材確保や多様な福祉ニーズへの対応が可能となり、経営の安定化につながるとしておりますが不透明な状況であります。

善隣会においても、近年の介護保険収入減と人件費増の中にあって、法人経営は大変厳しい状況が続いております。

特に、昨年度は稼働率の低下や人材不足等により「緑が丘デイサービスセンター」が経営危機に直面し、職員の懸命なる取り組みにも関わらず廃止せざるを得ない状況となりました。

本年度は、何としてもこのような経営状況から脱却し、高齢者福祉施設として“安全で質の高い介護サービスの提供”という本旨を実現するため、“健全な法人経営”の確保に努めなければなりません。

そのため、毎月の例月事業報告や経営会議の充実ほか、引き続き全職員を対象にした事業所説明会を実施する中で、経営状況の実態や介護が抱える課題を一人ひとりの職員が共有し、問題解決を図るため危機感を持って取り組みを行ってまいります。

令和2年度は、次のとおり法人としての重点目標を定め、介護サービスの充実や経営の安定化、働きやすい職場づくりなどに努めてまいります。

【重点目標】

1、持続可能な法人経営の推進

(1) 経営の安定化

①介護保険収入の増加と事業経費の節減に努めます。

稼働率の向上と人件費及び光熱水費等の抑制を図ります。

②適正な職員数をもって最大の介護サービスを提供します。

経営的観点かつ業務量の算定による適正な配置を行います。

③職員能力の向上と定着化を図ります。

介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスを実現し、働きやすい職場づくりの推進に努めます。

④職員の処遇改善を促進し、生活を豊かにします。

(2) 職員の経営参加の醸成

ワンチームとして、全職員が経営参加する一体感の創出を図ります。

①例月事業報告制度の充実・強化（毎月）

各事業所の組織目標の明確化と共有化を促進し、目標達成に向け組織が一体となって業務に取り組み、稼働率の向上や組織運営の安定化を図ります。

②経営会議（毎月）

理事長以下、各事業所の管理者等で構成し、法人の経営方針や収支状況の周知、法人及び各事業所が抱える課題等を協議検討してまいります。

③事業所説明会（年1回）

全職員を対象に経営状況と介護施設が抱える課題を共有し、意見交換を行う中で良質な介護サービスの促進、並びに健全な法人経営と職員の待遇改善についての問題解決に努めます。

2、介護サービスの充実

(1) 介護の基本の再認識

①高齢者施設に求められる基本は、「安全で安心して生活するための支援」であります。

本年度は、改めて“介護の基本”に立ち返り、事故に対する管理体制及び再発防止策について適切なリスク管理が行われているのか検証し、“事故0”を目指し取り組んでまいります。

②楽しく充実した生活支援 「“毎日が一番良い日の積み重ね”」

入所者は、日々の生活を楽しむとともに変化を求めています。

毎日の食事や四季折々の行事を大切にするとともに、外出行事や買い物、保育園児等の来園、各種音楽ボランティア団体の招致などを推進し、うるおいと楽しみのある生活が送れるよう積極的に取り組んでまいります。

(2) 介護ケアシステムの導入

介護職員の業務には、利用者の情報管理をはじめ、業務日誌、日常記録管理、スケジュール管理、栄養ケアやリハビリなどのケアプラン管理、リスクマネジメントなど多くの記録業務がありますが、現在は、全てにわたり介護職員の手書作業のため、勤務時間内では消化困難な膨大な業務量となっております。

介護ケアシステム導入のメリットは、上記の記録作成にかかる労働時間が短縮され、日常のケアや事務業務の質も向上するものであります。

従って、システム化によって生まれるコストや時間のゆとりが、利用者への手厚いケアにつながると思います。

また、システムを活用したケアプランは、記録と一体的に管理できるため、正確なモニタリングやアセスメントが実現でき、利用者の状態を確認しながらケアプランに沿った適切なサービスを提供することが可能となります。

本年度は、まず特養尚古園への導入を行い、その後、順次他事業所への導入を図ってまいります。

3、職員の待遇改善

(1) 介護職員処遇改善加算（手当）の支給方法の見直し

平成21年度から介護職員の処遇改善を図るため、「介護職員処遇改善加算」を原資として支給されていましたが、その支給方法について見直しを行います。

当該手当は、従来、年1回6月の賞与支給日に一括支給していますが、職員要望や他の福祉施設の支給方法を勘案し、令和2年7月から月額支給といたします。

支給対象者は、正職員と嘱託職員とし、支給率はサービス別の加算額を勘案し、事業所ごとに算定します。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（手当）の創設

令和元年度の介護報酬改定において、介護人材確保の取り組みをより一層進めるため、技能・経験のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることを目的として、当該加算が創設され令和元年10月から算定されております。

当該加算は、技能経験のある介護職員の賃金改善に充てることを基本としつつ、条件を満たせばこれまで（1）の処遇改善加算で対象外とされていた職種（事務・看護職員等）にも充てるのが可能なものであります。

支給対象者は、正職員と嘱託職員とし、毎年6月賞与時に一括支給します。

国が示した配分対象と配分方法を基本として3グループに区分し、支給額は、当該職員の勤務評価を踏まえ算定します。

(3) 他職種への一時金（手当）支給

従来から、介護職員との賃金の不公平是正策として、6月の賞与支給時に法人会計から支給しております。

支給対象者は、上記（1）の介護職員処遇改善手当の支給対象者以外で、正職員と嘱託職員とし、令和2年7月から月額支給といたします。

支給額は、法人の業績及び当該職員の勤務評価を踏まえ算定します。

4、外国人介護技能実習生の受け入れ

この制度は、国際貢献の一環として、日本国から相手国への技能移転を目的とし、日本の介護施設において技能実習を行い、帰国後は母国において介護技能を活用するものであります。

現在、日本における介護職員不足の解消等に有効な手段となっており、外国人を採用した介護事業者からは高い評価が得られております。

善隣会においても、昨年度から介護職員不足が顕著となっていることから、昨年12月に理事長及び施設長がインドネシアを訪問し、3名の介護実習生の採用を決定したところであります。

現在、この実習生はインドネシアにおいて、日本語と介護の研修を行っており、順調に推移すれば、本年8月頃には入国し、2か月の研修を経て10月頃には特養尚古園に着任することができると考えます。

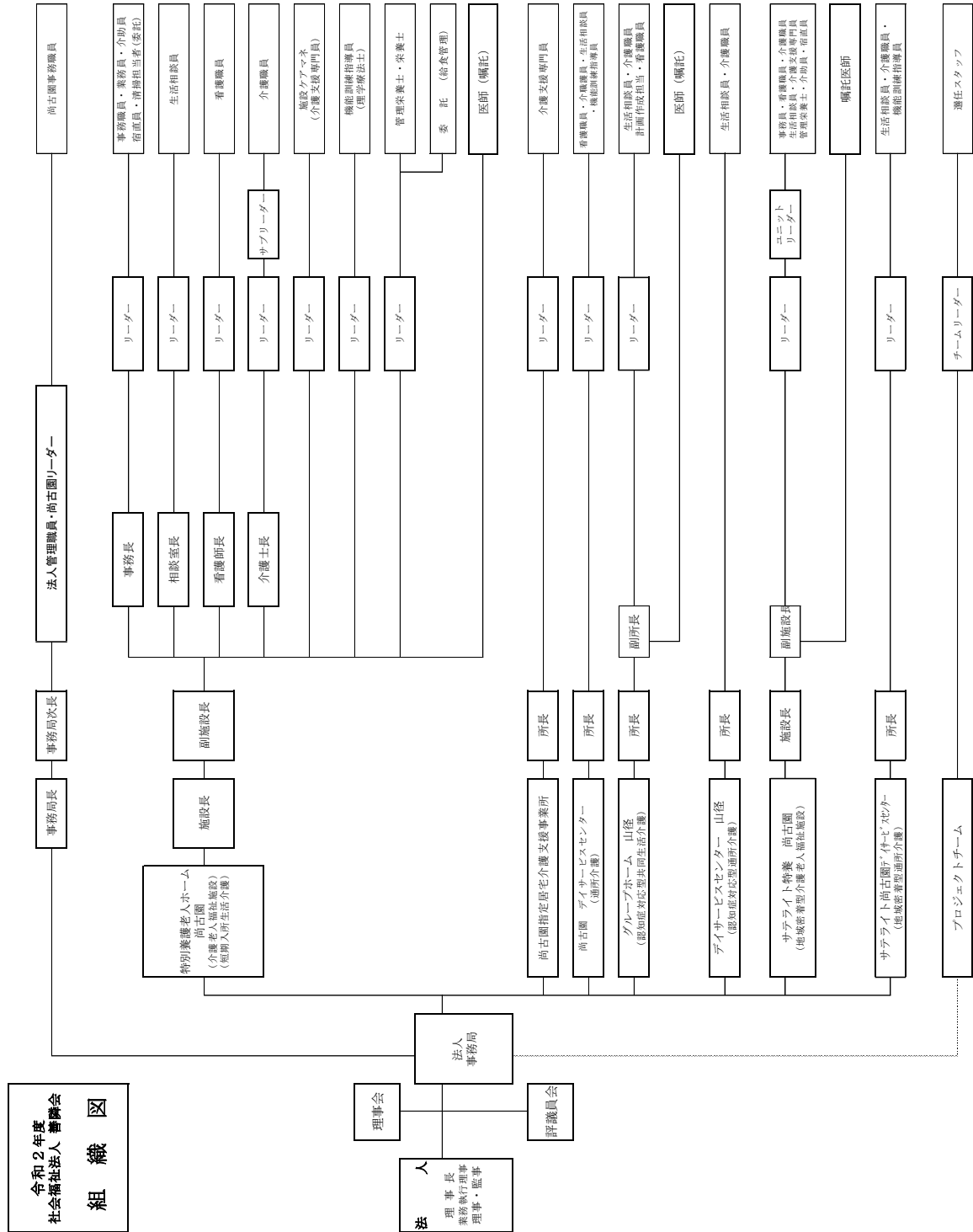
外国人実習生の受け入れは、

①人材不足の解消につながる。②職場が明るく活気が出る。③外国人への教育を通じて、

職員の姿勢が変わり介護サービスの質の見直しにつながる。

等々のメリットが挙げられております。

今後は、職員への実習生受入れに関する理解と周知、ハード・ソフト面における職場環境の整備等を行い、受入れ態勢の構築に努めてまいります。



* この組織図は、令和2年度の機能組織図です。選任上、年度の途中で変更することがあります。

法人会議一覧

施設区分	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構成
法人	理事会	年2回以上	法人運営の意志決定機関	理事6名・監事2名・法人事務局
	評議員選任・解任委員会	理事会で決定した日程	法人の評議員の選任及び解任を行う	理事会が選任した、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名、(庶務的事項は事務局が行う)
	評議員会	年1回以上	法人運営の議決機関 ①理事及び監事の選任・解任 ②役員報酬基準の策定 ③予算・決算の承認 ④事業計画・事業報告の承認 ⑤定款の変更 ⑥財産の処分 ⑦社会福祉充実計画の承認 ⑧その他法令又は定款で定められた事項	評議員7名・監事2名・法人事務局
	法人経営会議	月1回 第4金曜日	法人運営の実務決定機関	理事長・業務執行理事・事業所長・法人事務局 他
	事業所間連絡会議	随時	ニーズへの対応、サービスの質の向上、その他の課題について協議し、事業所間の連携及び情報活用等を行ながらより良い方向性を目指す。	各事業所の長又はリーダー・相談員など事業所の運営及び連携に深く携わっている職員、他
	第三者委員会	年2回	ご利用者やそのご家族等からの苦情について、“善隣会苦情解決要綱”に則り、適切な解決を図る。また、重要なニーズを把握してサービス提供に生かしていく。	苦情解決責任者(理事長)、業務執行理事、苦情受付担当者(事業所長・相談員など)、第三者委員
	リスク対応委員会	必要時	事業運営上のリスクに対して、総合的に対応出来るように、法人組織体制の確立と想定されるリスク(身体拘束廃止・虐待防止・感染症予防・事故防止・個人情報保護等)について、対策を講ずるとともに、意思決定機関としての役割を持つとともに、法人職員の知識・技術の向上を図る。	理事長・業務執行理事・事業所長
	教育・研修委員会	年4回程度	職員の知識・技術の向上を図り、より質の高いサービスを提供することを目指して、各事業所の教育研修を管理する。	各事業所長又はリーダー
	衛生委員会	月1回	事業所の労働安全衛生管理に関する基本的事項を定め、労働災害の防止と快適な職場環境の整備を図り、職員の安全と健康を確保する。 また、ストレスチェック実施に基づくメンタル管理及び職場巡視を通じて事業所の安全衛生上の管理を実施する。	産業医、衛生管理者、衛生委員

事業所別会議一覧

区設	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構 成
特別養護老人ホーム 尚古園	運営会議	月1回 第3木曜日	施設で提供している各種のサービスの自己評価と改善を図る。	施設長・副施設長・相談員リーダー・看護師長・介護士長・介護リーダー・相談員・ケアマネ・管理栄養士・機能訓練指導員
	例月会議	月1回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、事務長、看護師長・介護士長・相談員リーダー・その他担当職員
	リーダー会議	月1回 第1金曜日	介護現場におけるサービスの見直し改善を行ない、生活支援方針・重点目標に沿ったケアを推進する。	施設長、事務長、介護士長・介護統括リーダー・介護リーダー・サブリーダー
	サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	本人・家族・ケアマネ・管理栄養士・介護職員・看護職員・機能訓練指導員・相談員
	介護ユニット会議	月1回 第2金曜日	生活支援方針・重点目標に沿って、よりきめ細かい業務推進とサービスの提供を図る。	介護職員
	入所判定会議	随時	高順位となった入所申込み者の入所・ショート利用希望者について検討する。	施設長・介護士長・看護師長・相談員、地域関係者
	入所受け入れサービス担当者会議	随時	入所決定者のスムーズな入所のための総合的な検討と、ケアプランの原案作成のための会議	看護師長・介護士長・ケアマネ・看護職員・介護職員・相談員・機能訓練指導員
	栄養カンファレンス	月1回	利用者の身体・摂食・栄養状況を把握し、多職種で食事内容の検討・栄養計画を協議する。	管理栄養士・看護職員・介護職員 ケアマネ
	ショートステイ連絡会議	月1回	ショートステイ利用者により、質の高いサービスを提供するための情報共有と徹底	相談員・介護職員
	広報係	年4～5回	入園者とその家族、及び関係機関との連携を深める目的で、年二回の広報誌“尚古園だより”の作成・発行を行う。	事務職員・相談員・ケアマネ・介護職員
	防災委員会	年4～5回	職員の防災意識・災害対応能力の向上を図るため、防災訓練と教育を推進する。また、消防設備の保全を確実にする。	施設長・介護士長・看護師長・介護職員・相談員・事務職員
	食事検討委員会	月1回程度	利用者の希望に沿った、より質の高い食の提供を目的とし、ニーズを的確に把握する。	施設長・管理栄養士・看護職員・介護職員・委託業者
	介護事故防止委員会	年4回	アクシデントレポート及びヒヤリ・ハットの分析と、原因の改善、事故防止を職員に周知する。	施設長・嘱託医・介護士長・看護師長・介護職員・ケアマネ・機能訓練指導員・相談員・事務職員
	感染症対策委員会	隔月程度	感染症の発生・まん延を防ぐためのすべての活動。職員への感染防止対策の徹底と教育。(委員長：中込好美)	施設長・嘱託医・介護士長・看護師長・看護職員・介護職員・管理栄養士・相談員・事務職員
	褥創防止対策委員会	年2～3回	褥創防止のすべての対策の実践。職員への褥創防止対策の徹底と教育。	看護職員・介護職員・管理栄養士・ケアマネ・機能訓練指導員
身体拘束廃止委員会	年4回	“利用者の人権と尊厳を遵守する”ことの大切さを職員に浸透させ、ケアのレベルアップにつなげる。	施設長・副施設長・介護士長・看護師長・ケアマネ・介護職員・相談員	
医療行為検討委員会	随時	看護と介護の協働により、介護職員による医療行為の実施が安全に行えるための体制の整備	施設長・嘱託医・介護士長・看護師長・ケアマネ・看護職員・介護職員・相談員	
尚古園 デイサービス	業務改善会議	月1回	利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供するために、サービス内容の見直しや業務運営上における改善計画等の策定を行う。	所長・リーダー・介護職員・看護職員
	例月会議	月1回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、所長・リーダー・その他担当職員
	食事検討委員会	月1回程度	利用者の希望に沿った、より質の高い食の提供を目的とする。食事調査を定期的実施し、ニーズを的確に把握する。	リーダー
	サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	利用者とその家族・サービス担当者・ケアワーカー・相談員
	スタッフ会議	月1回	① 翌月のスケジュール調整 ② ケース検討 ③ 入所者の把握 ④ 研修報告	所長・リーダー・相談員・介護職員・看護職員

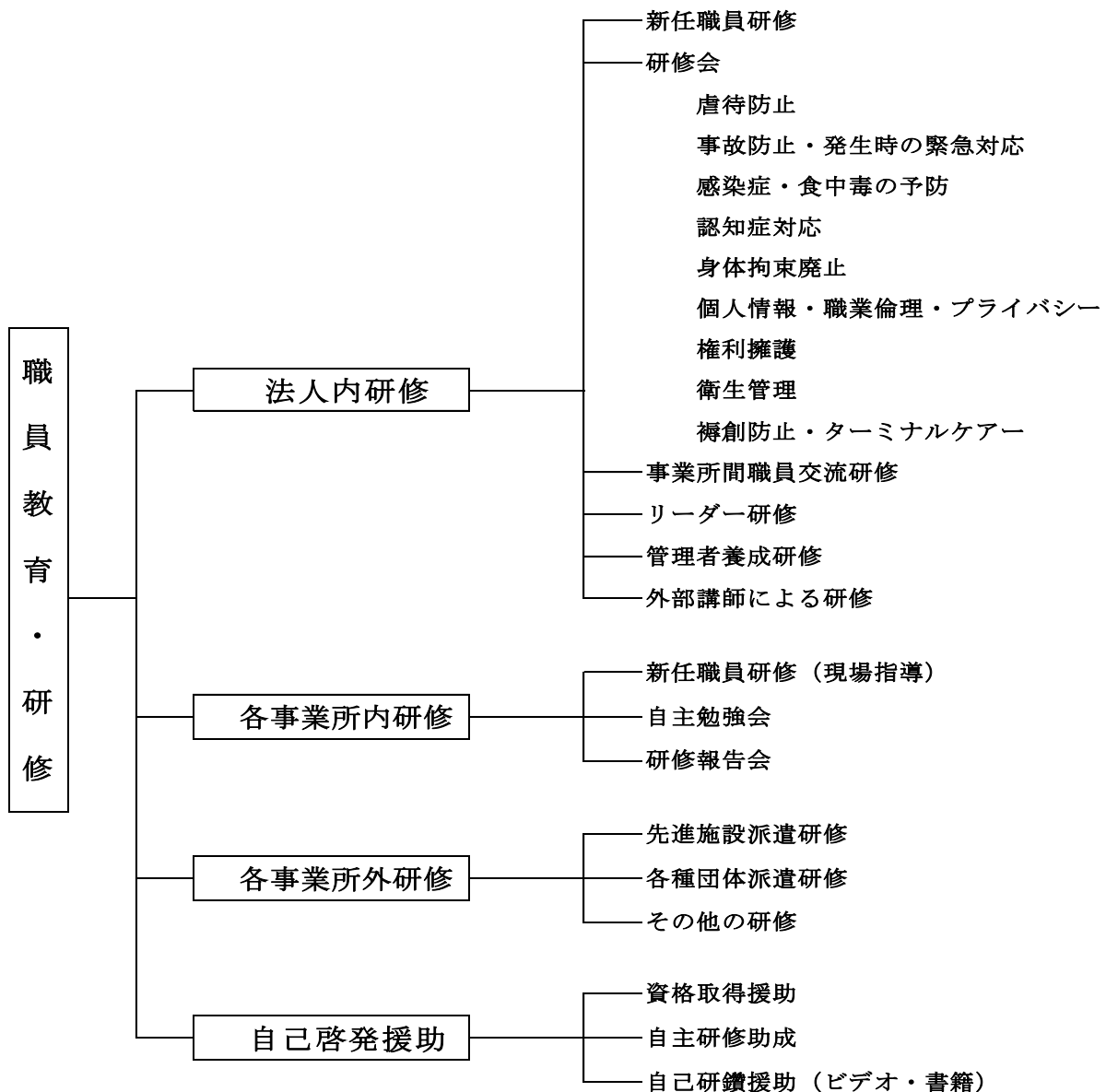
区分	施設	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構成
デイサービスセンター	山徑山	スタッフ会議	月1回	① 次月のスケジュール調整 ② 日々提供している各種のサービスの自己評価と改善 ③ 職員の教育及び研修	所長・リーダー・計画作成担当者 介護職員
		リーダー会議	月1回	① 翌月のスケジュール調整 ② 運営推進 ③ 入所者の把握	所長・リーダー
		例月会議	月1回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、所長・リーダー・その他担当職員
		サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	所長・リーダー・計画作成担当者 介護職員・利用者ご本人・家族 嘱託医師
		入所判定会議	随時	入所担当者の入所決定に向けた検討。新規入所予定者のスムーズな入所のための総合的な検討。	園長・所長・リーダー 計画作成担当者・特養相談員・看護職員（特養・デイ）
		運営推進会議	年6回	利用者、地域住民、市町村職員に対して、提供しているサービスを公開し、事業所による利用者や各種情報の抱え込みを防止し、地域に開かれた施設運営とサービスの質の確保を図る。	利用者代表・家族代表、民生委員、 地域包括支援センター、自治会長、 有識者、甲府市、施設関係職員
サテライト特養尚古園	サテライト	サテライト会議	月1回 第1木曜日	円滑な業務推進と安全管理及び職員連携を円滑にするとともにチームワークの強化を図り生産性向上を目指す。 ①重要事項の企画・管理・検討・決定 ②スケジュールの確認 ③本体施設との連携の下、運営に関する諸事項の検討。	施設長・看護リーダー・ユニット リーダー・ケアマネ・相談員・管理 栄養士
		例月会議	月1回 第2木曜日	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、施設 長・ユニットリーダー・その他担当 職員
		ユニット会議 (スタッフ会議)	月1回	利用者のサービスにかかわることすべて。利用者情報を共有、生活支援方針・重点目標に沿ってよりきめの細かい業務推進とサービスの提供を図る。	施設長・ユニットリーダー・ケアマ ネ・相談員・介護職員・看護職員・ 管理栄養士
		サービス担当者 会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	利用者とその家族・看護職員・ケア マネ・介護職員・相談員・管理栄養 士
		感染症対策委員会	年4回	感染症の発生・まん延を防ぐためのすべての活動。感染防止指針の策定と標準的感染防止策の継続。職員への感染防止対策の徹底と教育を推進する。	施設長・看護リーダー・ユニット リーダー・管理栄養士・相談員・ケ アマネ
		介護事故防止 委員会	月1回	インシデントレポート及びヒヤリ・ハットレポートの分析と改善・事故防止を職員に周知する。事故発生時の対応を文書等で明確にする。事故防止の研修を推進する。	施設長・ユニットリーダー・看護 リーダー・相談員・ケアマネ・介護 職員
		身体拘束等廃止委 員会	年4回	“利用者の人権と尊厳を遵守する”ことの大切さを職員に浸透させ、ケアのレベルアップにつなげる。	施設長・ユニットリーダー・看護師 長・ケアマネ・介護職員・相談員・ 管理栄養士
		栄養カンファレンス	月1回	利用者の身体・接触・栄養状況を把握し、多職種で食事内容の検討・栄養計画を協議する。	管理栄養士・看護職員・介護職員 ケアマネ
		サテライト 食事検討委員会	月1回	利用者の希望に沿った、より質の高い食の提供を目的とする。食事調査を定期的実施し、ニーズを的確に把握する。	施設長・管理栄養士・看護職員・介 護職員・委託業者
		入所判定会議	随時	入所担当者の入所決定に向けた検討。 新規入所予定者のスムーズな入所のための総合的な検討。	施設長・ユニットリーダー・ 相談員・看護リーダー・ケアマネ
		運営推進会議	年6回	利用者、地域住民、地域介護保険支者等に対して、提供しているサービスを公開し、事業所による利用者や各種情報の抱え込みを防止し、地域に開かれた施設運営とサービスの質の確保を図る。	利用者代表・家族代表、民生委員、 地域包括支援センター、自治会長、 有識者、施設関係職員
		サテライト センター 尚古園 デイ	サテライト	例月会議	月1回 第2木曜日
スタッフ会議	月1回			利用状況等の報告及び生活支援方針・重点目標に沿ったサービス提供内容の実施確認・協議・周知徹底を通じて、適切なサービス提供の実現を図る。	所長、相談員、介護職員
サービス担当者 会議	随時			利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	利用者とその家族・サービス担当 者・ケアワーカー・相談員
サテライト 食事検討委員会	月1回			利用者の希望に沿った、より質の高い食の提供を目的とする。食事調査を定期的実施し、ニーズを的確に把握する。	所長・担当職員

職員教育・研修の指針

社会福祉法人善隣会の経営理念及び運営基本方針に則り、ご利用者の尊厳を守り、ご利用者のQOL（生活の質）の向上を目指すことを目的に、職員教育・研修体系に基づき、職員教育・研修を実施していくことにより、介護の専門職としての技術と自覚を持った地域社会に貢献できる人材を育成するものとする。

- ☆ 社会人としての資質の向上を図る。
- ☆ 職業人としての姿勢・職務に対する責任を自覚する。
- ☆ 専門職としての知識・技術を高める。

(福) 善隣会 令和2年度職員教育・研修体系



事業所別事業計画書

特別養護老人ホーム 尚古園
サテライト特養 尚古園
尚古園指定居宅介護支援事業所
グループホーム山径
尚古園デイサービスセンター
デイサービスセンター山径
サテライト尚古園デイサービスセンター

特別養護老人ホーム尚古園

生活支援方針

令和 2 年度法人事業方針を踏まえ、ご利用者の立場に立った生活支援をすすめることを基本とする。また、施設サービス計画に基づき一人ひとりに適した速やかで柔軟性のある援助を効果的に行うため、多職種間の連携を密にし、心身の健康保持と自立支援に努め、合わせて生活の活性化を図るものとする。

実施内容

- (1) 生活援助
 - ・ 管理的・画的援助にならないようご利用者、ご家族、多職種で話し合い策定した施設サービス計画に基づき、ご利用者一人ひとりにあった生活援助に努める。
 - ・ 残存機能を引き出し、ご利用者それぞれの自立した生活への援助に努めるとともに、変化に対しては速やかで柔軟性のある援助に努める。
 - ・ ご利用者の主体性を損なうことなく意思決定に対して関係者の連携で、側面からの援助に努める。
- (2) 生活指導
 - ・ ご利用者・ご家族の社会的・経済的、また施設の生活支援全般に対しての相談にのり、必要な助言や連絡調整を行う。又、ご利用者・ご家族からの苦情は、それがどのようなものであっても真摯に受け止め誠意を持って対応する。
- (3) 食事
 - ・ ご利用者の QOL の維持のために、給食管理および栄養管理の質を向上させる。
- (4) 保健衛生
 - ・ ご利用者が高齢である事を配慮し、安全に快適な環境で生活できるようにする。
 - ・ 風邪やインフルエンザ等の感染症及び食中毒の発生、まん延を防ぐ。
- (5) 医療・リハビリ
 - ・ ご利用者の老化に伴う心身の状況を的確に把握し、嘱託医・協力病院等の関係機関、ご家族との連携を密にし、必要に応じて健康保持の為の適切な措置を取り、現在の生活が維持出来るように努める。
 - ・ 残存機能を活かした日常生活動作と併せて個別機能訓練を実施することにより、日常生活の質を保てるように努める。
- (6) 教養・娯楽
 - ・ うるおいと楽しみのある生活が送れるよう四季折々の行事を大切にし、ご利用者一人ひとりがそれぞれの状態に応じて参加意識の持てる活動を工夫する。
- (7) ご家族との連携
 - ・ ご利用者のご家族の精神的なつながりが途切れぬように、個別の家族状況を把握し、信頼関係を築きながらご家族との連携を深める。
- (8) 地域交流
 - ・ 関係機関や地域との連携を密にし、施設の持つ機能を積極的に地域福祉に提供し、地域福祉の拠点としての役割を果たしていく。
- (9) 環境整備
 - ・ 安全に快適に生活できるように、清潔・美観に富んだ環境作りに努める。
 - ・ 設備・器具什器等は定期的に点検し、ご利用者の生活に支障がないように努める。

重点目標

- ☆ ご利用者・ご家族から信頼され満足して頂けるサービスを提供する。
- * 介護事故ゼロを目標とし、利用者様に安全、安心したケアを提供していく。
- * 利用者様の尊厳を守るという介護職員としての自覚を持ち、「より早く」「より優しく」「より大切に」を心掛け利用者様を大切にする姿勢（接遇）の向上に努める。
- * 法人職員として、定められたルールを守り、与えられた職責を全うする。

年 間 行 事 予 定

	年 間	月 間	旬 間	週 間	日 課
4月	お 花 見	諏訪神社参拝			
5月	端 午 の 節 句 緑 化 ま つ り		若尾歯科診察 (月2回)	内藤先生診察 (水曜)	入浴
6月	創 立 記 念 日	物故者供養			
7月	七 夕 土 用 の 丑 の 日	お墓参り	実習生 帝京医療福祉専 門学校 優和福祉専門学 校等	サービス担当者 会議	生活リハビリ
8月	夏 祭 り				
9月	十 五 夜 ねんりんピック 敬 老 の 日	美容室			レクリエーショ ン
10月	十 三 夜 運 動 会	床屋			
11月	焼 き 芋 会				
12月	ひまわり会忘年 会 ク リ ス マ ス 会 餅 つ き	ひまわり会			
1月	新 年 祝 賀 会 七 草	お好みメニュー			
2月	節 分				
3月	ひ な 祭 り 慰 霊 祭				

防災訓練年間計画

訓練種目		時期	内 容
総合訓練		5月	警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部 分 訓 練	消火放水訓練	随時	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火器による放水・消火訓練
	通報訓練 召集訓練	随時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練 夜間非常召集の実地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練	11月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用 負傷者の救護訓練
指導	防災教育	4月・10月	防災の教育 役割分担など確認

サテライト特養尚古園

生活支援方針

令和2年度法人運営方針を踏まえ、ご利用者の立場に立った生活支援をすすめることを基本とする。地域密着型施設サービス計画に基づき、住み慣れた地域でこれまでの生活を継続できるよう可能な限り配慮し、ユニットケアの利点を最大限に活用し、「個別ケア」の促進と「生活の場」の形成をすすめる。

実施内容

- (1) 生活援助
 - ・ 管理的・画一的援助にならないように施設サービス計画に基づき、ご利用者一人ひとりにあつた生活援助に努める。
 - ・ 残存機能を適切に生かし、自律した生活への援助に努めるとともに、変化に対しては速やかで柔軟性のある援助に努める。
 - ・ ご利用者の主体性を損なうことのないよう留意し援助に努める。
- (2) 生活指導
 - ・ ご利用者・ご家族の社会的・経済的、また施設の生活支援全般に対しての相談に乗り、必要な助言や連絡調整を行う。又、ご利用者・ご家族からの苦情は、それがどのようなものであっても真摯に受け止め、誠意を持って対応する。
- (3) 食事
 - ・ ご利用者の QOL の維持のために、給食管理および栄養管理の質を向上させる。
- (4) 保健衛生
 - ・ ご利用者が安全に快適な環境で生活が出来、施設内感染対策を徹底しインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐ。
- (5) 医療・リハビリ
 - ・ ご利用者の個別性を把握し、疾患や加齢に伴う心身の変化を的確にとらえ、嘱託医や関係医療機関・ご家族との連携を円滑にし、状況に応じた適切な対応を取り、施設で生活維持ができるよう努める。
 - ・ 多職種間での連携を図りながら、ご利用者の心身の状態に応じて日常生活に必要な機能を維持し残存機能保持に努める。
- (6) 教養・娯楽
 - ・ うるおいと楽しみのある生活が送れるよう四季折々の行事を大切に、ご利用者一人ひとりがそれぞれの状態に応じて参加意識の持てる活動を工夫する。
- (7) ご家族との連携
 - ・ ご利用者のご家族のつながりが途切れぬように、個別の家族状況を把握し、信頼関係を築きながらご家族との連携を深める。
 - ・ ご家族とのコミュニケーションを高めるため、定期的に施設広報誌の配布や利用アンケート等を実施し、ご利用者とご家族と施設が一体となって活動できる体制を構築する。
- (8) 地域交流
 - ・ 関係機関・自治会との連携を密にし、施設の持つ機能を積極的に地域福祉に提供し、地域福祉の拠点としての施設の役割を果たしていく。
- (9) 環境整備
 - ・ 安全に快適に生活できるように、清潔・美観に富んだ環境作りに努める。設備・器具什器等は定期的に点検し、ご利用者の生活に支障がないように努める。

重点目標

☆地域密着型施設として、ユニットケアの推進と、それに基づく良質な個別ケアの提供。

- ・ 各入居者の「暮らし」を正しく認識し、その方に寄り添い、その方の暮らしを支える介護の実践。
- ・ ユニットケアの概念を各職員が正しく理解し、その考えに基づいた個別性を重視したケアの提供
- ・ 多様な生活に対応できる介護を提供する為、職員のスキルアップができるよう研修を重ねる。

年 間 行 事 予 定

	年 間	月 間	週 間	随 時	
4月	花見会 サテライト開所記念	お誕生日会 お好みメニュー 理髪の日 甲府市介護相談員	嘱託医回診 (水曜日) 余暇の日 清掃の日 (日曜日)	歯科往診 防災訓練 サービス担当者会議 外出・散歩 地域行事への参加 買い物	
5月	端午の節句 母の日				
6月	父の日 環境整備				
7月	七夕 土用の丑の日				
8月	夏祭り				
9月	敬老会				
10月	十五夜 十三夜 紅葉狩り				日 課
11月	寿司ランチ 環境整備				生活リハビリ レクリエーション 体操
12月	クリスマス会				
1月	新年祝賀会 草				
2月	節分				
3月	ひな祭り				

防 災 訓 練 年 間 計 画

訓練種目		時期	内 容
総合訓練 (利用者参加)		9月	◎警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部分訓練	通報訓練 招集訓練	随時	◎消防機関への通報訓練 ◎警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練 ◎夜間非常招集の实地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練 (利用者参加)	5月	◎火災時の避難誘導訓練 ◎地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 ◎避難器具の使用方法 ◎負傷者の救護訓練
指導	防災教育 (利用者参加)	9月	◎防災の教育 ◎役割分担など確認

尚古園指定居宅介護支援事業所

居宅介護支援方針

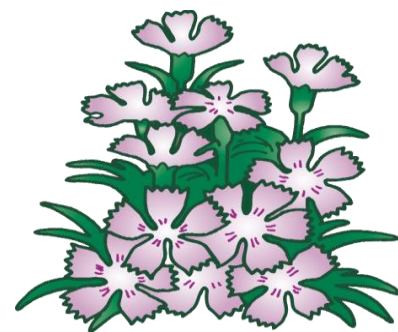
「甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年4月1日施行）」を遵守しながら、ご利用者やご家族からの介護に関する必要性や要望の実現のために、各サービス提供事業者や関係機関との連携に努め、より良い生活が実現されるように支援する。

重点目標

- * ご利用者やご家族の介護上のニーズ（必要性や要望）に幅広く応えられるように実践力を高めていく。
- * 介護保険制度や介護支援に必要な各種制度の知識・理解を深めていく。
- * 地域や行政など関連機関と協力しあい地域福祉に貢献していく。
- * 委託された認定調査を適確に実践していく。

実施内容

1. 介護等の相談の受付・連絡・調整
2. 介護保険更新申請等の書類の代行申請
3. ご利用者の心身の状態の把握やご家族の介護状況・生活の様子の確認
4. ご利用者・ご家族・介護サービス事業者・その他関係機関との連絡・調整
5. 居宅サービス計画の作成
6. 給付管理の実施
7. 介護サービスの利用状況の確認
8. 医療サービス提供事業所や福祉・医療機関などとの協力
9. 委託された介護保険認定調査の実施
10. 地域貢献に関わる事項



グループホーム山徑

生活支援方針

要介護者であって認知症の状態にあるご利用者に対し、家庭的な環境のもとで、人権・人間性の尊重を基本とした生活支援を実践することで、ご利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう努める。

- * お互いに仲良く助け合うホーム
話し合いの場を持ち、互いに理解を求め合える場づくり。
- * 各自が役割を持ち、笑顔があふれるホーム
個々の特徴を理解し、生かしていく。
- * 和やかな会話が絶えないホーム
皆でできることを多く提供していけるようにする。
- * 地域と係りながら暮らすホーム
地域の方達と交流を持ちながら生活を行っていく。

重点目標

- * その人らしさを大切にし、健康を保ち、安心で安全な環境を提供する。
- * 通所の方々と交流することにより、日々の生活が豊かになるような関係を作る。
- * 地域の一人であることを意識し、交流の機会を利用していく。

実施内容

令和2年度法人運営方針・生活支援方針を踏まえて、併設する特別養護老人ホーム及び協力医療期間との連携支援体制を強化するとともに、各種関係機関との連携に努め、次の事業を実施する。

1. ご利用者の心身の状況に応じた介護
2. 食事その他の家事等（ご利用者と共同で行うよう努める）
3. ご利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
4. ご利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関等に対する手続き等
5. その他ご利用者に対する便宜の提供
6. 共有空間デイサービス利用時の送迎
7. 個別に応じた日常生活の介護計画の作成

年間行事予定

	年 間	月 間	随 時
4月	花見会	誕生日会	ケース会議
5月	外出レク	各種レク・行事	個人希望の外出
6月	外出レク	体重測定	精神科往診 (連絡時)
7月	夏祭り	防災訓練	歯科往診
8月	バーベキュー会	リーダー/スタッフ会議	各地域祭り行事
9月	敬老祝賀会	内科往診	昼食バイキング お楽しみランチ (年3～4回)
10月	秋刀魚会・蒲萄狩り	なでしこ会	
11月	開所記念日・紅葉狩り	個人外出 (4月～9月)	
12月	忘年会・餅つき		
1月	新年祝賀会・初詣		
2月	節 分		
3月	ひな祭り		

防災訓練年間計画

訓練種目		時 期	内 容
総合訓練 (利用者参加)		9月	警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部 分 訓 練	消火放水訓練	随 時	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火器・バケツ等による放水・消火訓練
	通報訓練 召集訓練	随 時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練、夜間非常招集の实地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練 (利用者参加)	5月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用方法、負傷者の救護訓練
指 導	防 災 教 育	8月・2月	防災の教育 役割分担など確認

尚古園デイサービスセンター

通所介護支援方針

要支援状態又は要介護状態にあるご利用者の人権・人間性を尊重することを基本として、ご利用者及びご家族のニーズを的確に把握し、適切な通所介護サービスの提供を目指す。また、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援するとともに、ご家族の介護負担の軽減に寄与できる事業所を目指すことを方針とする。

- * 安全で安心して楽しめるやすらぎの場を提供します。
- * ふれあいを通して、明日への活力・生きがいを持てるよう応援します。
- * 一人ひとりに合ったかかわりを重視します。

重点目標

- * ご利用者一人ひとりの状況を把握し、在宅生活に必要な機能の減退を防止する機能訓練サービスを提供する。
- * 法人内外を問わず、関係機関及び事業所との連携を強化することにより、サービスの質の向上を図るとともに事業運営基盤の強化と利用効率の向上を図る。
- * 職員一人ひとりの接遇及び能力向上を図る。
- * ご利用者等のニーズに沿った行事や、地域・社会交流の機会を企画し、心身とも楽しめるようなサービスを企画する。

実施内容

令和2年度法人運営方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、次の事業を通してご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、家族介護の負担軽減を図るものとする。

1. 入浴サービス（一般浴・リフト浴・機械浴）
2. 給食サービス
3. 介護サービス
4. 日常動作訓練
5. 健康状態の確認
6. 送迎サービス
7. レクリエーション・余暇活動
8. 生活相談・援助
9. その他日常生活全般にわたる介護

年間行事予定

年 間		月 間
4月	花見会	【行事・各種活動】 ・誕生日会 ・体重測定・身体機能測定 ・手作りおやつ作り ・各種レク・行事 ・地域交流・地域行事参加 【防災】 ・防災訓練(防災計画に応じて) ・防災教育 【会議・勉強会】 ・スタッフ会議 ・ケース検討会議(スタッフ会議内及び随時) ・業務改善会議 ・事業所内勉強会(随時) ・研修報告会(随時)
5月	端午の節句、母の日	
6月	父の日	
7月	七夕	
8月	納涼行事	
9月	敬老会	
10月	運動会	
11月	秋祭り	
12月	クリスマス	
1月	新年祝賀会 もちつき	
2月	節分	
3月	桃の節句	

防災訓練年間計画

訓練種目		時期	内 容
総合訓練		9月	警戒宣言発令から、災害発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部 分 訓 練	消火放水訓練	随時	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火器・バケツ等による放水・消火訓練
	通報訓練 召集訓練	随時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、災害発生時の施設内通報訓練 夜間非常召集の实地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練	12・3月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用方法、負傷者の救護訓練
指導	防災教育	6月	防災の教育、役割分担など確認

デイサービスセンター山徑

通所介護支援方針

認知症であるご利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の援助を行なうことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者のご家族の心体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- * 入居されている方と会話を楽しみ活動できる場を提供します。
- * ゆったりとお風呂に入れる時間を大切にします。
- * 安全・安心に過ごせるようきめ細かい関わりを持ちます。

重点目標

- * ご利用者が自身のできる事を増やし、心身の機能が維持できるように支援する。
- * 入居者の方々と交流を持ち、活性化に繋げる。

実施内容

令和2年度法人運営方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、より細やかな心配りサービスの提供に心がけ、次の事業を実施する。

1. 入浴サービス（一般浴）
2. 給食サービス
3. 介護サービス
4. 健康状態の確認
5. 送迎サービス
6. レクリエーション・余暇活動
7. 生活相談・援助
8. その他日常生活全般にわたる介護

年間行事予定

	年 間	月 間	随 時
4月	花見会	誕生日会	防災訓練（年2回）
5月	野外レク		
6月	野外レク	スタッフ会議	勉強会
7月	七夕		
8月	納涼会	ケース会議	研修報告会
9月	敬老会・野外レク	行事食	献立検討会
10月	秋刀魚会・野外レク		
11月	開所記念日・野外レク	体重測定	
12月	クリスマス会・餅つき		
1月	新年祝賀会	なでしこ会	
2月	節分		
3月	ひな祭り		

サテライト尚古園デイサービスセンター

通所介護支援方針

要支援又は要介護状態にあるご利用者の人権・人間性を尊重することを基本理念とし、ご利用者及びご家族のニーズを的確に把握し、常にご利用者の立場に立った通所介護サービスに努めるものとする。

- * 事業所の立地条件を活かし、地域との関わりを持てる取り組みを行うことで日常生活が有意義に過ごせるような支援を行ってまいります。
- * 少人数ならではのきめ細かいケアなど、一人ひとりに合った関わりをします。
- * 安全で安心して楽しめるやすらぎの場を提供します。

重点目標

- * ご利用者の個々の状況を的確に把握、柔軟に対応し、個別性をより重視したサービス提供を実施する。
- * 日常生活機能を維持でき、在宅生活が継続できるようなサポートをしてゆく。
- * 地域密着型施設の特性を活かし、季節ごとの地域の社会資源を積極的に取り入れて、社会交流の機会を多く提供する。

実施内容

令和2年度法人運営方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、次の事業を通してご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、家族介護の負担軽減を図るものとする

- | | |
|--------------------|------------|
| 1. 入浴サービス（一般浴・機械浴） | 2. 給食サービス |
| 3. 介護サービス | 4. 健康状態の確認 |
| 5. 日常動作訓練 | 6. 送迎サービス |
| 7. レクリエーション・余暇活動 | 8. 生活相談・援助 |
| 9. その他日常生活全般にわたる介護 | |

年間行事予定

	年 間	随 時
4月	花見会、開所記念祭（お楽しみ食）	【行事・各種活動】 ・誕生日会 ・手作りおやつ作り ・各種レク・季節行事 ・地域交流 【会議・勉強会】 ・スタッフ会議（ケース検討会） ・事業所内勉強会（随時） ・研修報告会（随時）
5月	母の日	
6月	父の日	
7月	七夕、夏祭り	
8月	お盆、	
9月	敬老会	
10月	焼き芋会	
11月	寿司ランチ	
12月	クリスマス・もちつき	
1月	新年会	
2月	節 分	
3月	ひな祭り	

防災訓練年間計画

訓練種目	時期	内 容
総合訓練（利用者参加）	9月	◎警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部分訓練	随時	◎消防機関への通報訓練 ◎警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練
	4月	◎火災時の避難誘導訓練 ◎地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 ◎避難器具の使用法 ◎負傷者の救護訓練
指導	防災教育	4月・9月 ◎防災の教育 ◎役割分担など確認